

会 議 録

会議の名称	第3回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会
開催日時	令和4年4月25日（月） 開会：13時30分 ・ 閉会：16時07分
開催場所	行田市産業文化会館2階2A・2B会議室
出席者（委員） 氏名	児嶋委員、岡田委員、桐ヶ谷委員、木村委員、平岩委員、 関口委員、鎌倉委員、小巻委員、栗原委員、田中委員、 田村委員、渡辺委員、小山委員、鈴木委員
欠席者（委員） 氏名	佐々木委員
事務局	健康福祉部福祉課（松浦部長、藤倉課長、増田主幹、須賀主査）
会議内容	<p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>3 委嘱状の交付</p> <p>4 議事</p> <p>（1）副委員長の選任について</p> <p>（2）ヒアリングについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肢体不自由児者父母の会 ・ 内部障がい（事務局報告） ・ 意見交換 <p>（3）これまでの検討委員会の振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指摘・確認事項について <p>（4）条例素案について</p> <p>5 その他</p> <p>6 閉会</p>

会 議 資 料	(資料名・概要等)	
	<p>次第</p> <p>資料1 ヒアリング実施について(第3回検討委員会)</p> <p>資料2-1 障がい者等の現状と課題(肢体不自由児(者)父母の会)</p> <p>資料2-2 障がい者等の現状と課題(内部障がい)</p> <p>資料3-1 ヒアリング感想シート(肢体不自由児(者)父母の会)</p> <p>資料3-2 ヒアリング感想シート(内部障がい)</p> <p>資料4 第1回・第2回(仮称)行田市障がい者差別解消条例検討委員会 指摘・確認事項</p> <p>資料5 (仮称)行田市障がい者差別解消推進条例 素案</p> <p>資料6 (仮称)行田市障がい者差別解消条例検討委員会及び条例作成スケジュール(R4.4.25時点)</p>	
	その他必要事項	
会 議 録 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 署 名
	令和5年1月24日	児嶋芳郎

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	<p data-bbox="464 322 587 360">(開会)</p> <p data-bbox="459 387 1348 479">定刻になったので、第3回（仮称）行田市障がい者差別解消条例検討委員会を開会する。</p> <p data-bbox="459 506 1329 663">本日の検討委員会は、委員15名のうち、佐々木委員が欠席とのご連絡をいただいている。委員15名中14名の出席により委員の過半数を満たしていることを報告する。</p> <p data-bbox="507 748 689 786">(資料の確認)</p> <p data-bbox="459 873 1348 1088">本日の「資料4」については、これまでの検討委員会での検討内容を整理し、「資料5（条例素案）」を作成する際の参考としたものであり、この検討委員会の条例の方針を決定しているものではないことを申し添える。</p>
児嶋委員長	<p data-bbox="464 1240 743 1279">(委員長あいさつ)</p> <p data-bbox="491 1299 1190 1337">本日は、第2回に引き続きヒアリングを実施する。</p> <p data-bbox="459 1357 1348 1514">委員の方々に資料4、資料5を見ていただいたところ、具体的な話があった。資料は、これまでの流れを整理したものでして提示しているものであり、これに縛られるものではない。</p> <p data-bbox="459 1541 1348 1697">これを超えるもの、不足している部分を加え、声を反映してよい条例を作りたい。委員の皆様には忌憚のない意見を願います。</p>
事務局	<p data-bbox="464 1845 715 1883">(委嘱状の交付)</p> <p data-bbox="491 1904 1329 1942">初めに行田市社会福祉協議会に人事異動があったことから、</p>

	<p>新たな委員の委嘱を行う。福原委員が異動となったことから岡田委員に委嘱する。</p>
事務局	<p>(議事)</p> <p>本日の議事に移らせていただく。議事の進行は、(仮称)行田市障がい者差別解消条例検討委員会設置要綱第6条に基づき、本検討委員会の委員長である、児嶋委員長にお願いする。</p>
児嶋委員長	<p>はじめに、本日の委員会の公開方法に関して、申し合わせをしておきたい。事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>本日の委員会は、原則公開とする。</p> <p>なお、ヒアリング実施時間については、行田市情報公開条例第7条第4号に該当することから非公開とするところであるが、事務局よりヒアリング対象団体と当事者の方々に事前に確認したところ、「公開で問題ない」との回答をいただいたことから、公開としたい。</p>
児嶋委員長	<p>ヒアリング対象団体等に確認の上で原則公開ということだが、意見はあるか。</p>
委員	<p>(意見なし)</p>
児嶋委員長	<p>それでは、原則公開として取り扱うこととする。</p>
児嶋委員長	<p>議事(1)副委員長の選任</p> <p>議事(1)副委員長の選任について、事務局より説明をお願いする。</p>

事務局	副委員長は互選により選出することとされていることから、委員の意見を伺いたい。
委員	(事務局の意見は)
事務局	福祉課や行田市社会福祉協議会での執務経験があり、障がい福祉において、地域の実情を把握していることから、岡田委員に副委員長をお願いしたい。
委員	(異議なし)
児嶋委員長	それでは、副委員長を岡田委員にお願いします。
児嶋委員長	<p>議事(2)ヒアリングについて</p> <p>議事(2)ヒアリングについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	(資料1～3に基づき説明)
児嶋委員長	ヒアリングに移らせていただく。
(ヒアリング)	<p>① 肢体不自由児(者)父母の会</p> <p>② 内部障がい</p>
児嶋委員長	ヒアリング後の意見交換をお願いします。
渡辺委員	福祉避難所の設置はどこが主体となっているか。防災担当部

事務局	<p>署との連携はとれているのか。福祉避難所を先にとという意見もあった。</p> <p>福祉避難所については福祉課が主体となり福祉施設と協定を締結している。今後、避難訓練を実施すること等も予定している。福祉避難所の設置のタイミングは、防災担当部署とも共有し、今後の参考とさせていただきたい。</p>
木村委員	<p>差別は、当事者だけでなく家族にも及ぶ場合があると感じる。どこまで範囲を広げるか。</p> <p>また、特に重度の当事者の意思決定支援をどうするか、条例にどう反映させていくのか。例えば、施設入所の際に、AとBのどちらに入所するか、といったことにも選択の場面がある。</p>
児嶋委員長	<p>障がいの重い方への意思決定支援は、成年後見のあり方等も含めて考えていくべきである。また、意思決定の選択をどのように条例に反映していくべきか。意思決定支援は比較的新しい話題である。</p>
	<p>議事（3）これまでの検討委員会の振り返り</p>
児嶋委員長	<p>議事（4）条例素案について</p> <p>議事（3）及び議事（4）について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>（資料4・5に基づき説明）</p>
児嶋委員長	<p>会議の冒頭でも事務局より説明があったが、検討委員会ではゼロベースで検討していただきたい。資料4と資料5は経過を</p>

委員	<p>事務局がまとめたものとしてご理解いただき、意見交換をお願いしたい。</p> <p>本日の委員会での検討を踏まえて、改めて次回に向けて資料を整え、事前に委員に確認していただくことでよろしいか。</p> <p>(はい)</p>
木村委員	<p>資料4の右列「対応方針(回答)」について、「検討ポイント」等として示すべきである。</p> <p>また、資料4のNo.7について、障がい者団体からすると、差別事例についての具体的なものを入れてほしい。障害者権利条約にはある程度分野別の記載がある。障害者差別解消法は分野別の記載はなく抽象的だが、条例ではこれを補い、具体的な規定とした方がいい。</p>
関口委員	<p>具体的な規定とすることで「ここに書いていないからいいや」とならないようにしないといけない。</p>
児嶋委員長	<p>行田市として具体性をもって、権利を確保していく必要があるというご意見だと思う。一方、具体的過ぎることによる懸念もある。加減が難しく、慎重に検討していかなければならない部分である。</p>
鈴木委員	<p>どうすれば条例が多くの人に見てもらえるか、理解してもらえるのがポイントとなる。法律・条例は、一般的には大変読みづらいものである。小学校の子どもでもわかりやすい表現も検討してみてはいかがか。</p>
児嶋委員長	<p>条例は難しいので、わかりやすい版を作成することで対応す</p>

	<p>るのもいいのではないかというご意見だ。普及に当たり、作成を検討いただきたい。</p>
鈴木委員	<p>「市は～」が多くなっている。行政ばかりではなく、「事業者は～」や「市民は～」について、もう少し増やしてもいいのではないか。</p>
児嶋委員長	<p>条例で規定できないものは、別の方法で市民に提示することも検討をお願いします。</p>
渡辺委員	<p>3ページの第2条（定義）（9）「正当な理由」について、他市の条例ではあまり見当たらないが、入れた理由は何か。</p> <p>10ページの第7条（障がい者計画との関係）について、障がい者計画の次回見直しはいつ頃行われるのか。障がい者差別についても盛り込んでいただきたい。</p> <p>17ページの第12条（相互理解の促進）について、家族ぐるみの交流を企画し、啓発活動をしてもらいたい。</p> <p>21ページの附則2（条例の見直し）について、「この条例の施行後3年を目途として」とあるが、これを削除してはいいかがか。障がい者計画の進行管理委員会で、進行管理を行うことができるのではないか。</p>
事務局	<p>「正当な理由」は、他市の条例を参考に入れたものである。</p> <p>障がい者計画は令和5年度に見直し、新たな計画期間は令和6年度からとなる予定である。見直しにあたって、検討したい。</p> <p>家族ぐるみの交流ということでは、スポーツレクリエーション大会などを実施しているが、もっと健常者が参加しやすい大会とするようご意見をいただいているところでもあるので、引</p>

児嶋委員長	<p>引き続き検討していきたい。</p> <p>障がい者計画の進行管理委員会については、あくまでも計画の進行管理と認識している。</p> <p>委員の皆様から追加の意見がある場合は、5月6日（金）までに事務局へお願いする。</p>
	<p>(その他)</p>
児嶋委員長	<p>今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いする。</p>
事務局	<p>(資料6に基づき説明)</p>
児嶋委員長	<p>次に、木村委員・関口委員より、行田市障がい者ネットワークからのお知らせがあるとのことなので、お願いする。</p>
木村委員、関口委員	<p>(「障がい者の暮らし&人権のことがわかるテキストブック」、 「行田市観光バリアフリーマップたびくる トイレマップ編、 「2022年度障がい者「人権」研修会のご案内」について説明)</p>
児嶋委員長	<p>本日の議事は以上となる。事務局に進行をお返しする。</p>
事務局	<p>長時間にわたる慎重審議に感謝申し上げます。</p>
	<p>～午後4時7分 閉会～</p>